

発議案第30号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	緑川利行	印
	同	大塚裕介	印
	同	小澤宏司	印
	同	木下映実	印
	同	菅野文男	印
	同	西村幸吉	印
	同	林隆文	印
	同	堀口明子	印
	同	山口勇	印

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」で実施した証人尋問においてなされた秋葉就一氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき千葉地方検察庁に告発する。

これが、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

八千代市議会議長 嵐 芳 隆

(2) 被告発人

秋 葉 就 一

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、平成27年10月7日に開催された臨時会において「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」に、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、平成27年11月24日及び平成28年2月12日に証人尋問を行った。

その際、被告発人が平成27年10月2日の課長会議において「いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張もしておりました」と発言した真意や事実確認についての尋問に対し、被告発人は、「自分の発言がいつの何の部分の指しているかがちよっ

と思い出せません」との旨の証言を繰り返した。

これに対し、秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会の調査において、情報開示のこと関与した職員全員を証人として尋問したところ、開示請求の対応時に被告発人から「いわゆる墨塗りというか、部分不開示という形も十分検討すべきであるという趣旨の発言や主張」を聞いた職員は存在しないことが判明した。よって、被告発人の上記証言は、事実かどうか、あるいは、その発言がつくり話か否かの回答を避けるために意図してなされたものであり、虚偽の陳述をしたものである。